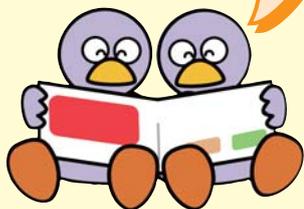




日本の領土や領海について学ぼう!

1 日本の東西南北の端はどこだろう? 埼玉県から一番遠い所はどこだろう?

「日本の領土って東西南北に広くひろがっているんだね。」
 「埼玉県から一番遠い所にあるのは、^{せいたん}西端の^{よなぐにしま}与那国島で、なんと約2,040kmも離れているんだって!」



埼玉県のマスコット「コバトン」

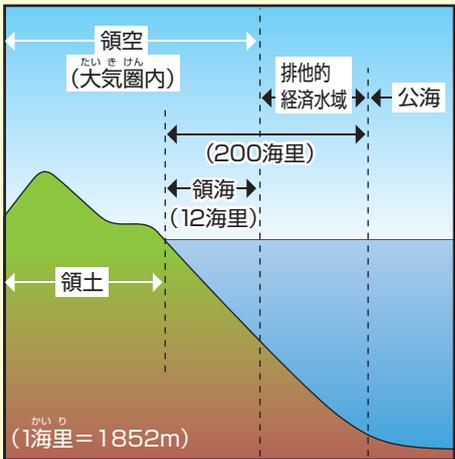


(国土地理院ホームページ) (写真提供: 国土交通省京浜河川事務所)

2 「排他的経済水域」って何だろう?

- 領海の外側で、沿岸国から200海里(約370km)以内までを排他的経済水域といいます。
- 水産資源、石油・天然ガスなどの鉱産資源について、沿岸国が管理することができます。

国家の主権がおよぶ領域…「領土・領空・領海」



日本の場合



(資料提供: 海上保安庁海洋情報部)



日本には、領土をめぐる問題があります。どのような問題があるのでしょうか?

北方領土を知ろう!



1 北方領土とは?



(外務省ホームページ)

日本政府の基本的立場

北方領土は我が国固有の領土であり、外国の領土になったことはありません。北方領土には第二次世界大戦時、多くの日本人が生活していましたが、終戦の1945年にソ連(今のロシア)が占領し、日本人は退去させられました。以来ロシアの不法占拠が続き、日本は一貫して返還を要求しています。



北方領土は、^{えとろふ} 択捉島・^{くなしり} 国後島・^{しこたん} 色丹島・^{はほまい} 歯舞群島の島々です。

四島の総面積は埼玉県の1.3倍の約5,000 km²で、終戦時には7つの村と39の学校がありました。周辺の海域は、サケ・マス等の豊富な水産資源に恵まれています。

根室市上空からの歯舞群島



(内閣府ホームページ)

国境の変遷

(図1~4とも外務省ホームページ)



日露和親条約



図1

昭和56年、条約が結ばれた2月7日を北方領土の日に決定しました。

樺太千島交換条約



図2

ポーツマス条約



図3

2 北方領土の歴史

1644年 (正保元年) 江戸幕府は、「正保御国絵図」を作成。

1798年 (寛政10年) 近藤重蔵は、最上徳内らと共に国後島・択捉島を調査し、択捉島に「大日本恵登呂府」の標柱を建てる。以後江戸幕府の直轄地として開拓。

1855年 (安政元年) 日露和親条約により、両国の国境が択捉島とウルップ島の間に決定。樺太は両国民の混住の地になる。

1875年 (明治8年) 樺太千島交換条約により、日本は千島列島をロシアから譲り受ける代わりに、樺太全島を放棄。

1905年 (明治38年) 日露戦争の結果、ポーツマス条約により北緯50度以南の南樺太が日本の領土になる。

1945年 (昭和20年) 8月9日 ソ連は、日ソ中立条約を無視して対日参戦。
8月14日 日本は、ポツダム宣言を受諾して降伏。
8月18日~9月5日 ソ連軍が、千島列島と北方四島を攻撃して占領。

地図には、くなしり・えとろふの名前が記載されています。



(内閣府ホームページ)

譲り受ける千島列島とは、ウルップ島以北の18の島で、択捉島以南の北方四島は含まれません。

終戦当時、北方四島に住んでいた約17,000人の日本人は、昭和23年までに全て強制退去させられました。

ソ連軍が最初に占拠した 択捉島・留別郵便局



(北方領土問題対策協会ホームページ)

サンフランシスコ平和条約



地図中で南樺太や千島列島はなぜ白塗りなの？



北緯50度以南の樺太とウルップ島以北の千島列島は、サンフランシスコ平和条約で日本が放棄しましたが、それがどの国の領土かは現在まで未定です。よって日本の地図では図4のように4本の国境線が引かれ、陸地部分を白く表現しています。

1951年 (昭和26年)	サンフランシスコ平和条約により日本は千島列島と南樺太を放棄。 図4
1956年 (昭和31年)	日ソ共同宣言により両国の国交回復。ソ連は平和条約締結後に、歯舞群島と色丹島を引き渡すことに同意。
1991年 (平成3年)	日ソ共同声明により、北方四島が平和条約により解決すべき領土問題の対象であることを確認。 (ソ連が崩壊し、新生ロシアが誕生)
1993年 (平成5年)	東京宣言により、領土問題を北方四島の島名をあげて、その帰属に関する問題と位置付ける。
2001年 (平成13年)	イルクーツク声明。東京宣言に基づき四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結すべきことを再確認。

放棄した千島列島に日本の領土である北方四島は含まれていません。ソ連は調印を拒否したため、日本とソ連(ロシア)の間で平和条約を結ぶ交渉が現在まで続いています。

1992年から、相互理解を目的に、北方四島交流が続いています。

北方領土に住むロシア人との交流



(写真提供：北方領土問題対策協会)

3 国際法から見た北方領土



[1] 北方領土が日本固有の領土である根拠

○ 北方領土にはかつて外国人が定住した事実がなく、また外国の支配下にあったこともありません。

この事実を踏まえて1855年の日露和親条約では日露国境を択捉島とウルップ島の間に設定しました。 図1

○ サンフランシスコ平和条約で、日本は千島列島を放棄しましたが、我が国固有の領土である北方領土は、この千島列島には含まれていません。

このことは1956年にアメリカ政府も公式に明らかにしています。 図4

[2] ロシアの主張とこれに対する日本政府の見解

ロシアの主張

1945年に署名されたヤルタ協定をあげています。
この協定には、樺太の南部及びこれに隣接する全ての島はソ連に「返還」すること、及び千島列島はソ連に「引き渡す」ことが書かれています。

戦前の大運動会(歯舞群島・多楽島)



(写真提供：北方領土問題対策協会)

これに対する日本政府の見解

ヤルタ協定は、米・英・ソ三国間の秘密協定であり、日本はこの協定に参加していません。日本がこれに拘束されることはなく、また同協定が領土移転の法的効果を持たないことは、アメリカも公式に表明しています。

元島民による慰霊祭



(北海道庁ホームページ)

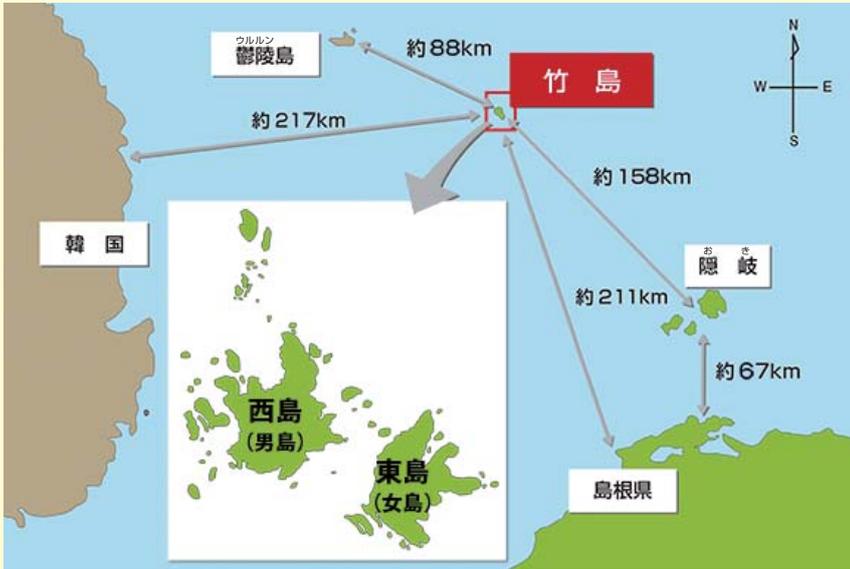
● 北方領土問題についての日本政府の基本的方針

- 北方四島の帰属の問題を解決してロシアと平和条約を締結するという一貫した方針の下、粘り強い交渉を継続します。
- 北方領土に現在居住しているロシア人住民(約16,000人)の人権、利益及び希望は北方領土返還後も十分に尊重します。

竹島を知ろう!



1 竹島とは？



日本政府の基本的立場

竹島は歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土です。韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がない不法占拠であり、日本は韓国に対し繰り返し抗議しています。



(外務省「竹島問題10のポイント」)

(撮影：桑原史成)



竹島は島根県隠岐の島町に属します。西島(男島)、東島(女島)の2つの小島と、その周辺の数々の岩礁からなり、総面積は約0.21km²(さいたまスーパーアリーナの約5倍)です。

各島は、海面からそびえ立つ急峻な火山島で、島の周囲は断崖絶壁となっています。周辺一帯は暖流と寒流が交わる好漁場として知られ、17世紀には徳川幕府の許可のもと、日本人が漁業を行っていました。

2 竹島の歴史

朝鮮国の古文献や古地図には、鬱陵島の記述はありますが竹島を示す記述はなく、同国は竹島を認識していなかったと考えられます。

当時の朝鮮国は、同国民の鬱陵島への渡航を禁じていました。

日本人による竹島でのアシカ猟やアワビ・ワカメ漁が盛んになり、漁を許可制にして乱獲を防止するためです。

竹島での漁(1930年代頃)



(写真提供：島根県竹島資料室 個人所蔵)

1618年 (元和4年)	幕府が鳥取藩米子の町人、大谷・村川両家に鬱陵島での漁業や木材採取を許可。 ※1625年(寛永2年)説もある。
1661年 (寛文元年)	幕府が竹島での漁業についても大谷・村川両家に許可。
1692年 (元禄5年)	村川家が鬱陵島で多数の朝鮮人が漁業に従事するのに遭遇。翌年、大谷家も遭遇。大谷家は朝鮮人2名を証人として日本に連行。
1696年 (元禄9年)	幕府は朝鮮国との友好関係を尊重し、日本人の鬱陵島への渡航を禁止。
1904年 (明治37年)	隠岐の漁民、中井養三郎が、日本政府に竹島の領土編入と貸し下げを願い出る。
1905年 (明治38年)	1月、政府は同島を正式に「竹島」と命名し、日本領への編入を閣議決定。 2月22日、島根県は竹島を島根県隠岐の管轄になったことを正式に告示。

隠岐から鬱陵島への道筋にある竹島も、両家による利用が自然と始まっていきました。

幕府は対馬藩を通じて2名を朝鮮国に送還し、同国漁民の鬱陵島への渡航禁止を求めました。しかし、鬱陵島の帰属を巡り意見が対立し、合意には至りませんでした。

このとき幕府は、竹島への渡航は禁止していません。幕府が竹島を自国領と認識していた証拠です。

この2月22日を島根県は「竹島の日」と決めました。

竹島でのアシカ猟は島根県の許可制となり、以後、1941(昭和16)年まで続けられました。

日本が独立を回復する前に
行われた一方的な措置で
した。

竹島周辺で韓国側から銃撃
された海上保安庁の巡視船



図2 (写真提供: 読売新聞社)

韓国は、日本の竹島領土編入を「侵略（韓国併合）の
第一歩」だと主張しています。この主張は韓国の国民
感情を強くとらえ、竹島問
題の解決を難しくさせてい
ます。

1951年 (昭和26年)	サンフランシスコ平和条約調印。 (翌年4月発効)
1952年 (昭和27年)	韓国がいわゆる「李承晩ライン」 を一方的に設定。 図1
1953年 (昭和28年)	竹島周辺で海上保安庁の巡視船 が韓国官憲により銃撃される。 図2
1954年 (昭和29年)	日本は国際司法裁判所への付託 を提案、韓国が拒否。
1965年 (昭和40年)	日韓基本条約の締結により日韓 の国交が正常化。日韓漁業協定 で「李承晩ライン」廃止。
2005年 (平成17年)	島根県が竹島の日条例を公布、 施行。
2012年 (平成24年)	李明博・韓国大統領が歴代大統 領として初めて竹島に上陸。



図1 (外務省「竹島問題10のポイント」)

日本は今日までに3回に
わたり同様の提案をしま
したが、韓国はいずれも
拒否しました。



3 国際法から見た竹島

【1】 竹島が日本固有の領土である根拠

- 政府は国際法にのっとり、合法的に竹島を自国領に編入しました。

どの国も竹島を自国領と主張していないこと、日本人しか実際に漁業をしていないことを慎重に確認し、国際法にのっとり編入を決定しました。
- サンフランシスコ平和条約で日本が放棄した領土に、竹島は含まれません。

韓国は、日本が放棄すべき領土に竹島を明記するよう米国に求めましたが、米国は根拠がないとして拒否しました。
- いわゆる「李承晩ライン」の設定は、国際法に違反しています。

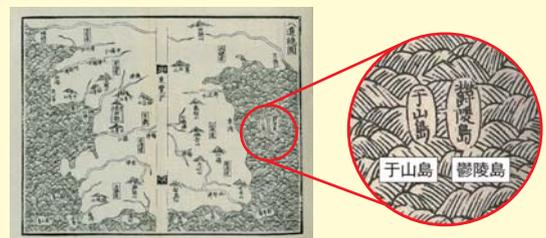
韓国大統領李承晩が「海洋主権宣言」をおこなって公海上に一方的に線引きをし、竹島をとりこみました。これは国際法に違反した行為です。

【2】 韓国の主張とこれに対する日本政府の見解

韓国の主張

朝鮮の古文献には「鬱陵島」と「于山島」という2つの島の記載があり、朝鮮国は古くからこの島を認知していた。この「于山島」こそ現在の竹島である、と主張しています。

また、日本による竹島の領土編入は、韓国併合に至る侵略の第一歩であり、正当性がないと主張しています。



「新増東国輿地勝覧 八道総図」(写し)
(外務省「竹島問題10のポイント」)

これに対する日本政府の見解

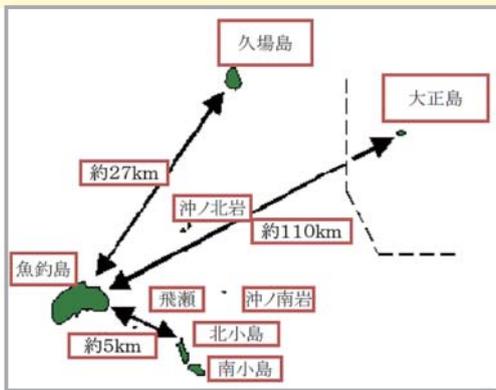
韓国が主張するように「于山島」が竹島を示すのであれば、この島は鬱陵島の東方に小さく書かれるはずですが、「新増東国輿地勝覧」に添付された地図では鬱陵島の西側に、鬱陵島とほぼ同じ大きさで描かれており、これは全く実在しない島です。

また、歴史的事実として竹島が韓国の領土だったことはなく、日本人による漁業が江戸時代から円滑に行われてきたことから、「侵略の第一歩」などではないことは明らかです。

尖閣諸島を知ろう!



1 尖閣諸島とは?



(外務省ホームページ)

日本政府の基本的立場

尖閣諸島は明治時代に日本に編入され、歴史的にも国際法上も疑いなく我が国固有の領土です。中国や台湾が領有権を主張していますが、我が国は尖閣諸島を有効に支配しており、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在していません。



魚釣島

(写真提供:海上保安庁)

尖閣諸島は、魚釣島・北小島・南小島・久場島・大正島の5つの島と、沖ノ北岩・沖ノ南岩・飛瀬の3つの岩礁からなる島々の総称です。かつては鯨節製造などで人が住み着いたこともありましたが、現在は無人島です。地理的には中国本土から約330 km離れた場所に位置し、台湾と日本の石垣島からはそれぞれ約170 kmのところの位置しています。行政上は沖縄県石垣市の一部です。

2 尖閣諸島の歴史

魚釣島で暮らしていた人々 (明治30年代)



(写真提供:古賀花子さん/朝日新聞社)

衝突された巡視船



図4 (写真提供:海上保安庁)

1895年 (明治28年)	尖閣諸島を日本の領土に編入。
1896年 (明治29年)	民間人に対し、国有地の貸与を許可。羽毛の採集や、鯨節の製造などが行われるようになった。
1920年 (大正9年)	遭難した中国漁民を日本が救助し、中国が日本に感謝状を出す。 図1
1946年 (昭和21年)	連合軍最高司令官総司令部覚書により日本の行政権が停止し、米国による沖縄支配開始。
1951年 (昭和26年)	サンフランシスコ平和条約署名。尖閣諸島を含む南西諸島が米国の施政権下におかれる。
1968年 (昭和43年)	国連アジア極東経済委員会の沿岸鉱物資源調査報告。
1971年 (昭和46年)	沖縄返還協定署名。米国から日本に対する施政権の返還。中国及び台湾が初めて公式に「領有権」を主張。 図2
2010年 (平成22年)	尖閣諸島周辺の領海内で、中国漁船が海上保安庁の巡視船に衝突。 図4
2012年 (平成24年)	日本の民間人が所有していた魚釣島、北小島、南小島を日本政府が買い取り、国有化。



政府が個人に許可を与え、公然と事業活動を行ったことは、日本の有効な支配を示すものです。

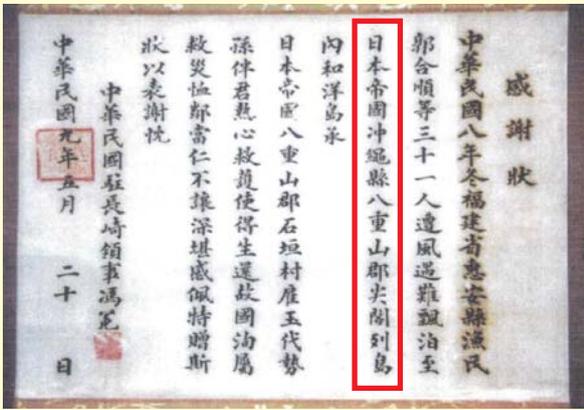
米国の施政権下に置かれることに対し、中国や台湾は一切異議を唱えませんでした。

このときの調査で、石油埋蔵の可能性があるとわかりました。

中国は、自らの主張に合わせて教科書の地図の表記を変更しました。 図3

その後も中国船が尖閣諸島周辺の領海に接近、または侵入するという事案が続発しています。

図1

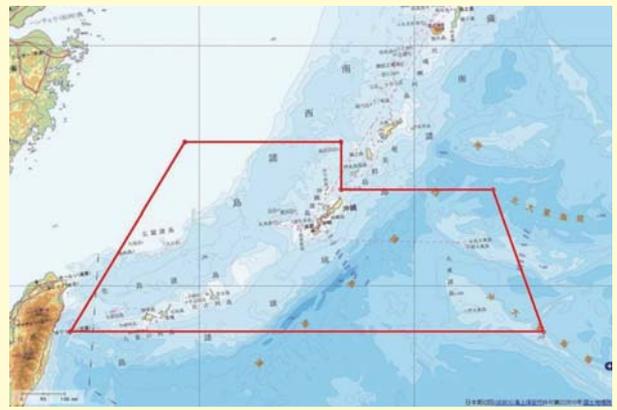


(外務省ホームページ)



1920年、遭難した中国漁民の救助に対し中国が日本に出した感謝状。遭難場所は「日本帝国冲縄県八重山郡尖閣列島」と明記されていることから、中国が尖閣諸島を日本領だと認識していたことがわかります。

図2

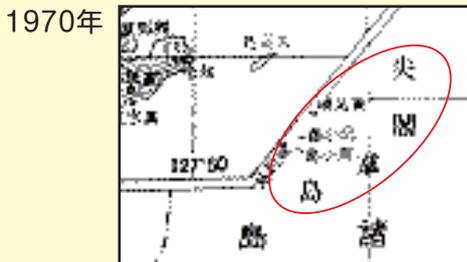


(外務省ホームページ)



1971年、沖縄返還協定が結ばれ、翌年、アメリカは南西諸島を日本に返還しました。この時の返還対象区域（上の地図の赤い直線で囲まれた区域）に尖閣諸島は含まれています。

図3 中国政府が自らの主張に合わせ変更した教科書の地図の表記 (写真: 外務省ホームページ)



「尖閣群島」と表記



「釣魚台列嶼」と表記

3 国際法から見た尖閣諸島

【1】 尖閣諸島が日本固有の領土である根拠

- 政府は国際法にのっとり、どの国の支配も及んでいない無人島であることを慎重に確認した上で、1895年に日本の領土に編入しました。
- サンフランシスコ平和条約で米国施政権下に置かれ、1972年に発効した沖縄返還協定で日本に返還されました。



【2】 中国・台湾の主張とこれに対する日本政府の見解

■ 中国・台湾の主張

- ・ 中国の多くの古文書や古地図に尖閣諸島の記述があり、中国が日本より先にこれらの島々を発見したのだと主張しています。
- ・ 尖閣諸島は地理的、地質的に台湾と連なっており、台湾に附属する島々である、と主張しています。

■ これに対する日本政府の見解

- ・ 中国が示す文献や地図の記載内容は、領有権の証拠とするには全く不十分なものです。
- ・ 国際法上、島を発見することや、地理的に近いことのみでは、領有権の主張を裏付けることにはなりません。中国が尖閣諸島を継続的かつ平和的に支配していた証拠もありません。
- ・ 尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明らかです。現に我が国はこれを有効に支配しており、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は、存在しません。

領土をめぐる問題の解決に向けて考えよう!

1 解決に向けた現在までの動き

北方領土 に関して

ソ連崩壊後(1991年12月)、ソ連を継承したロシア連邦は、第二次世界大戦の戦勝国、敗戦国の区別にこだわることなく、領土問題を「法と正義」に基づいて解決するという立場を示すようになりました。その後、日本とロシアの間には東京宣言(1993年)、イルクーツク声明(2001年)など、問題の解決に向けた合意がなされてきました。近年ロシア政府は、第二次世界大戦の結果としてこれらの島々がロシアの領土の一部になったという主張をするようになっていますが、今後もこれまでの合意と「法と正義」に基づき交渉していくことが必要です。

東京宣言(1993年)



(写真提供:外務省)

竹島 に関して

韓国側は、現在も引き続き警備隊員を常駐させるとともに、^{しやうちゆう} 宿舍や監視所、灯台、接岸施設等を構築しています。日本政府は、竹島をめぐる韓国側が何らかの措置等を行うたびに^{へいおん} 厳重な抗議を重ねるとともに、その撤回を求めてきています。また、日本は竹島の領有権に関する問題を国際司法裁判所^{ふたく} に付託することを提案していますが、韓国がこれを拒否しています。

尖閣諸島 に関して

ここ数年、中国の海洋進出が活発化し、尖閣諸島周辺でも領海^{しんぱん} 侵犯や領空侵犯などの挑発的な行動が見られ、そのたびに日本政府は抗議しています。日本政府は同諸島を長期にわたり平穩かつ安定的に維持・管理するために、これらを民間の所有者から購入し、政府の所有としました。

2 解決に向けて、私たちにはどのような取組が必要なのだろうか?



**領土をめぐる問題は
国家にとって重大な
問題であることを
知ろう!**

- ◎ 領土をめぐる問題は、国家の主権にかかわる問題です。わが国の領土が不法に占拠されていること、領土をおびやかす行為が存在することは、きわめて重大なことです。こうした問題があることを知ろう。

- ◎ 今まで関係国と結んできたさまざまな国際条約を調べてみよう。
- ◎ それぞれの問題について、お互いの国がどのように主張してきたのか、歴史的な経緯を調べてみよう。

**正しく問題を
理解するために
調べてみよう!**



**一人一人が
問題を自分のこと
として考えて
みよう!**

- ◎ 問題の平和的な解決に向けて、自分が調べたり考えたりしたことを、周りの人と話し、意見交換をしてみよう。
- ◎ 国民の一人として、関心をもって問題の動向をみていこう。



名前〔

〕